こんなときは手続きが必要です

■ 認定を受けた建築を取りやめようとするとき

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた後、建築工事を取りやめるときは、建築取りやめ届（正・副あわせて2部）、および認定通知書を提出してください。（区規則第1２条第２項）

■ 認定を受けた計画を変更しようとするとき

認定を受けた後、認定を受けた計画を変更するときは、新たに変更認定申請をする必要があります。（法第３１条第1項）

なお、軽微な変更扱いになる場合もありますので、ご不明の場合は下記問合せ先にお尋ねください。

■ 軽微な変更をしようとするとき

次に掲げる軽微な変更に該当するときは、新築等状況報告書（正・副あわせて2部）に必要な事項を記入して、提出してください。（区規則第1１条）

１．認定建築物の品質または性能を向上させる変更等、当初認定された添付図書に変更が生じる場合は、当初認定された添付図書のうち、変更に係る図書を添付してください。

２．認定建築主を変更する場合は、所有者を判別するため、登記事項証明書や売買契約書の写し等の書類を添付してください。

３．分筆等により地番を変更する場合は、変更前後の公図を添付してください。

軽微な変更（省令第２５条）

1. 新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期の変更で6ヶ月以内のもの
2. 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が、認定の基準に明らかに適合するもの

（お問合せ先）

練馬区建築・開発担当部建築審査課設備係

TEL ０３（５９８４）１９３７